

# 公立羽咋病院開放型病床利用の手引き

羽咋郡市医師会

公立羽咋病院

令和4年9月

## I 開放型病床

開放型病床とは、あらかじめ登録した羽咋郡市医師会かかりつけ医と当院の医師が共同で診療できるように地域に開放された病床です。かかりつけ医が患者さんに対して入院加療が必要と判断した場合、開放病床を利用します。

当院の担当医師と登録医が相互に医学の研鑽を図り、効率的で一貫性のあ  
る安全で良質な医療を提供することを目的とします。

## II 登録医の手続き・期間

- 1 開放型病床を利用しようとする羽咋郡市医師会並びに同医師会以外で登録医を希望する医師は、公立羽咋病院開放型登録医申請書（別紙様式）を作成して公立羽咋病院開放型運営委員会（以下「運営委員会」という）の協議を経て、羽咋郡市医師会長の認定を受け、登録医として開放型病床の医療業務を行うことができます。
- 2 麻薬免許証を持っている登録医は、「従として診療に従事する麻薬診療施設」の登録をします。
- 3 登録の期間は、1 ヶ年となっています。  
但し、運営委員会において意義のない場合は、更に 1 年延長され以後同様となります。  
また、運営委員会が不相当と判断した場合には、登録医の末梢を羽咋郡市医師会会長に申請して、登録が抹消されることがあります。
- 4 上記の諸手続は、公立羽咋病院医療サービス推進室、羽咋郡市医師会事務局でとりまとめて行うこととなります。

## III 入院型と主治医

- 1 登録医が患者様を開放型病床に入院させる場合、次の 2 つの入院形式がありますので、先ず、その選択をして下さい。
  - イ 入院型式 I 型  
入院患者様について、病院医師が主治医となり登録医が副主治医となる型式で、主たる診療は、病院医師が行うものです。
  - ロ 入院型式 II 型  
入院患者様について、登録医が主治医となり病院医師が副主治医となる型式で、主たる診療は、登録医が行うものです。
- 2 登録医が患者様を入院させるにあたって、希望があれば病院側と協議のうえ、病院医師を指名し、両者で診療にあたることができます。

特に希望のない場合には、病院側で病院医師を指名いたします。

#### IV 入院手続き

- 1 登録医は、電話で医療サービス推進室に連絡をし、患者様の病状及び入院目的を説明します。
- 2 登録医は、医療サービス推進室へ速やかに診療情報提供書（別記）を FAX し、また、同提供書は患者様を通して公立羽咋病院長、担当医に提出し、入院依頼をします。
- 3 医療サービス推進室は、総看護師長に病室の空きを確認した上で登録医へ「来院報告」文書の FAX 送信で入院受け入れを連絡します。
- 4 入院の時間は、原則として午前 9 時 00 分～午前 11 時 30 分及び午後 2 時～午後 4 時 00 分とします。（土曜日は、第 2・4 の午前のみとします）
- 5 時間外入院の場合  
平日の午後 5 時 15 分以降、休日、祝祭日等の時間外緊急入院のいずれの場合も開放型病床患者様として取り扱うことができます。
- 6 入院は、開放病床病室を利用します。  
開放病室 301 号室～307 号室の 8 床
- 7 入院時事務手続き上必要なもの
  - イ 診療情報提供書（登録医が記入）
  - ロ 入院申込書（患者様が記入）  
（イ、ロは、病院指定の様式を使用します）
  - ハ 健康保険証
  - ニ 印鑑
  - ホ お薬手帳

#### V 診療

- 1 入院型式 I 型、II 型の規定に従って診療を行います。
  - イ I 型型式で患者様を入院させた場合は、病院医師が主治医となり、療養上の責任を持ちます。  
従って、登録医の先生は副主治医となりますので、毎日診察することではなく、必要に応じて診療、指導を行うことができます。但し週 1 回程度の診療指導が望まれます。
  - ロ II 型型式で患者様を入院させた場合は、登録医が主治医となりますから、毎日診察する必要があり、療養上の責任を負うこととなります。
- 2 患者様の診療方針については、主治医、副主治医間で充分協議し、連携して診療に当たります。

- 3 患者様の診察は、病室またはスタッフステーション、処置室で行います。
- 4 登録医は、患者診察後、電子カルテに開放型病床登録医指導としての診療録入力を行って下さい。指導を行った日数だけ共同指導料が請求できます。なお、自院の同患者様のカルテにも同様に、指導等の内容を記載しなければいけません。
- 5 カルテ記載は、原則として日本語を使用します。
- 6 看護師への指示・投薬処方等は、原則として主治医が行います。
- 7 患者様への説明も原則として、主治医が行います。
- 8 使用薬剤、検査項目等は、あらかじめ病院で用意したリストの中から使用します。
- 9 患者様に突発的な事態が生じたときは、看護師が主治医に連絡し指示を受けます。  
主治医が不在の時は、副主治医に連絡し指示を受け、双方不在の時は開放型病床医長、あるいは当直医師に連絡をして指示を受けます。
- 10 登録医は、緊急時の連絡先を必ず病棟に明示して下さい。
- 11 開放型病床における登録医の診察時間は、原則として午後 2 時から午後 4 時までとします。  
上記の時間外に診療を行う場合は、前もって病棟看護師長に電話で連絡をしておきます。

## VI 退院・転科及び転出

- 1 患者様の退院及び退院後の治療方針については、主治医、副主治医間で充分協議して決定します。
- 2 患者様の病状、その他により（例えば高次の病院に転院・神経科への転院・その他）必要に応じて主治医、副主治医間で協議の上、開放型病床患者として他の病棟への転科、あるいは一時的転出をすることができます。
- 3 開放型病床の入院期間は原則として 2 ヶ月間が限度となっておりますが、更に入院が必要なときは、主治医と副主治医との協議のうえ決定します。
- 4 退院時は速やかにサマリーと診療情報提供書を作成し、主治医、副主治医の両方で共有し、病院と登録医で保管します。

## VII 施設の利用

- 1 開放型病床入院患者様は、他の入院患者様と同様に病院の管理下にあ

- り、病院の施設を利用し、療養指導を受けることとなります。
- 2 共同利用として、放射線科（CT/MRI）内視鏡、心エコー、トレッドミル負荷心機能検査等の検査依頼または、手術室など病院内設備器具を使用するときは、その都度病院内の規則に従って下さい。
  - 3 詳細につきましては、医療サービス推進室へ直接お問い合わせください。

## VIII 保険請求について必要な事項

### 1 開放型病院共同指導料の請求

#### （登録医）

イ 開放型病床に患者様を入院させ、病院の医師と共同で指導した場合に共同指導料（Ⅰ）が請求できます。

共同指導日数は、開放型病院共同実施表（共同指導来院簿）に記載された日数となります。

ロ 登録医は、開放型病院共同実施表（別記）に基づいて病名、診療日数をレセプトに転帰し、共同指導料（Ⅰ）を保険請求します。

ハ 患者様の入院が決定したら事前に、共同指導料（Ⅰ）及び（Ⅱ）について患者に説明をしておいて下さい。

その際、共同指導料（Ⅰ）は、高額療養自己負担分の枠外となりますので、その旨の説明が必要です。

#### （病院）

イ 上記イの条件が満たされた場合は、共同指導料（Ⅱ）が請求できます。

共同指導日数は、開放型病院共同指導実施表（共同指導来院簿）（別記）に記載された日数となります。

ロ 入院時、開放型病院共同指導料（Ⅰ）（Ⅱ）の説明として案内状（別記）を患者様に配布します。

ハ 毎月末日に開放型病院共同実施表（別記）を作成し、翌月2～3日までに退院分及び入院中の物を取りまとめ、登録医に送付します。

ニ 共同指導料（Ⅰ）に対する患者様負担分については、病院が変わって徴収し、登録医の指定する銀行口座に振り込みします。

## IX 登録医としての留意事項

1. 登録医は、病院の規則を順守するものとします。
2. 登録医は、病院の指定する駐車場を使用します。

3. 不幸にして患者様死亡の際は、主治医副主治医の両者で協議をし、解剖を行うことに努めてください。
4. 開放型病床において生じた医療事故について、損害賠償を求められた時は、自治体病院共済会の病院賠償責任保険が適用されます。
5. 開放型病床における症例について、症例検討会を開催し研鑽に努めることが義務付けられています。
6. 病院内のカンファレンスには、積極的に参加してください。
7. 登録医の当直はありません。
8. 病診連携を円滑に運用するため、地域医療連携室（医療サービス推進室）を設けてありますので、その部屋で電子カルテの閲覧・入力してください。
9. 外来患者様の検査については、別に定める診療情報提供書（別記）をご利用下さい。

平成 6 年策定

令和元年 6 月 17 日改定

令和 3 年 2 月 15 日改訂

令和 4 年 9 月 1 日改定